



2023年 7月7日 金曜日
(令和5年)

知・技の創造 ものづくり大学発

▷92◁

私の研究室では建築物の構造設計を通じて物の仕組みや成り立ちを考える研究を行っています。皆さんは木造の住宅設計において「4号特例」という制度があるのをご存じでしょうか？ 4号特例について新築の設計を例に説明すると、建築基準法6条1項4号で定める建築物を建築士が設計する場合、建築確認の際に構造耐力関係規定などの審査を省力できる制度のことです。

つまり対象となる建築物を

準法に適合させることが前提です。4号特例は1983年に法改正してきた制度で当時の4号建築物の着工件数は今の倍程度あり確認審査側の人手との兼ね合いで、設計業務の一部の範囲に

間藤 早太 建設学科教授

木造住宅4号特例の縮小

ついでには建築士の判断に委ねようという経緯がありました。

その後、98年の建築基準法改正による建築確認・検査の民間化などによって、建築確認審査の実施率が向上し続け

ことになりました。改正後は4号の規定内容は新3号とい



まこと・はやた 日本大学理工学部建築学科卒業。1級建築士・構造設計1級建築士。金箱構造設計事務所を経て間藤構造設計事務所を設立。2022年より現職。

ものに引き継がれ特例となす。加に対して十分とは言えず、今後建築業界全体で木造住宅の構造計算を手がけられる技術者を育てていく必要がある。つまり2階建ての木造戸建て住宅は構造審査が必要になるという事です。これは建築業界にとっては大きな変化で建築士の業務量は増大し確認審査員の負担する審査件数も増大することです。円滑な施行が実現できるのか懸念されています。木造住宅を手がける構造設計者の人数は、4号特例の縮小によって構造計算が活躍できる人材を社会に送り出す必要になる住宅の物件数の増す。

私の研究室でも建築構造の基礎を学ぶ構造設計の分野で活躍できる人材を社会に送り出す必要になる住宅の物件数の増す。